

# 付添犬活動実施におけるガイドライン

2026年3月

認定 NPO 法人子ども支援センターつなぐ  
(付添犬認証委員会)

## 第1 はじめに

本ガイドラインは、子どもが、目撃し又は体験したことを証言等する際に、効果的かつ安全に付添犬の支援を受けられるよう、付添犬活動の適切な運用を図ることを目的として作成したものである。本ガイドラインは、付添犬活動のうち、付添犬が証言等に同席する場合に適用する。

本ガイドラインの作成に当たっては、付添犬活動のもととなったコートハウス・ファシリティ・ドッグに関する制度の普及啓発や法整備を進める組織である米国 Court house Dogs Foundation、並びに動物福祉団体として動物介在サービスを含む情報発信等を行う American Humane Society の資料<sup>12</sup>等を参照し、日本の司法制度及び付添犬活動の現状に合わせて修正を加えた。

## 第2 付添犬活動の運用基準

認定 NPO 法人子ども支援センターつなぐ（以下「つなぐ」という。）は、付添犬活動の実施に当たり、子どもに最善の利益を図るため、子ども及び周囲の人々の安全並びに動物の福祉に配慮し、本ガイドラインに従って付添犬活動を行う。なお、付添犬を利用する者は、原則として 18 歳未満の者（子ども）とする。

つなぐは、付添犬の利用申込みを受けた場合、コーディネーターの調整のもと、協力団体（社会福祉法人日本介助犬協会及び公益社団法人日本動物病院協会）に対して、付添犬及びハンドラーの候補の選定を要請し、その報告をつなぐの付添犬認証委員会（以下「付添犬認証委員会」という。）に行った上で、付添犬活動を実施する。

## 第3 付添犬活動の意義

### 1 付添犬とは

このガイドラインにおいて、「付添犬」とは、子どもが、目撃し又は体験したことを証言等する際に、子どもの心理的負担を軽減するため、その全過程又は一部の場面で子どもに寄り添う犬であって、第4の1の認証を受けたものをいう。

### 2 意義及び目的

付添犬による支援には、証言等に向けた意欲の確保及び証言等に伴う精神的負担の軽減（又は診療の促進）などを通じて、子どもの福祉及び生活の質の向上並びに適

---

<sup>1</sup> Courthouse Dogs Foundation. (2015). Facility Dogs at Children's Advocacy Centers and in Legal Proceedings. Best Practices. <http://courthousedogs.wpengine.com/wp-content/uploads/2017/02/Facility-Dogs-at-CACs-Best-Practices-Final-2-18-15.pdf>.

<sup>2</sup> American Humane. Therapy Animals Supporting Kids (TASK)<sup>TM</sup> Program. <https://www.americanhumane.org/app/uploads/2016/08/therapy-animals-supporting-kids.pdf>.

正な手続きの実現に寄与することが期待される（資料1参照）。付添犬活動は、この目的に沿って実施されなければならない。

### 3 活動場面

代表者聴取・協同面接をはじめとする事情聴取や司法面接、系統的全身診察、裁判所での手続き等において、子どもが目撃し又は体験したことを語る場面で活動する。

## 第4 付添犬及びハンドラーの認証

### 1 付添犬の認証

#### (1) 認証方法

付添犬は、つながぐが契約を締結した犬の育成又は管理団体（以下「提携団体」という。）から申請された犬について、つながぐが認証する。つながぐは、付添犬認証委員会において審査を行い、付添犬候補犬が本ガイドラインに定める能力を有すると認めるときは、これを認証する。

#### (2) 申請方法

提携団体は、Assistance Dogs International（以下、「ADI」という。）認可団体により育成された犬又は次の要件を満たした犬（以下「付添犬候補犬」という。）について、つながぐに認証を申請することができる。

ア 付添犬として適性評価を受けた上で、動物介在サービス（人のウェルビーイングの向上を目的として、動物を活用して行われる医療、福祉、教育等の専門的サービスをいう。以下、「AAS」という。）のうち、子どもを対象とする活動において豊富な経験を有すること。

イ AASの専門家からなる組織を有し、AAS実施マニュアルや危機管理体制を整備した上で、安全にAASを運営していると認められる団体（以下「AAS団体」という。）に所属していること。

### 2 ハンドラーの認証

#### (1) 認証方法

ハンドラーは、提携団体から申請された者について、つながぐが認証する。つながぐは、付添犬認証委員会において審査を実施し、ハンドラー候補者が本ガイドラインに記載する能力を有すると認めた場合においては、認証する。

#### (2) 申請方法

提携団体は、次のいずれかの要件を満たす者について、つながぐに認証を申請することができる。

ア 司法面接実施団体に所属し、司法面接に関する専門的知識及び技能を有する者であって、ADI認可団体又はAAS団体により、付添犬ハンドラーとして訓練、審査及び認定を受けた者。

イ ADI 認可団体又は AAS 団体に所属し、各団体が実施する訓練、審査及び認定を受けた者で、専門研修を修了した者。この場合には、子どもが目撃し又は体験したことを証言等する際の手続きに関する専門職の監督下で活動する。

### 3 付添犬とハンドラーの認証後の手続き

#### (1) 必要書類の提出

提携団体及びハンドラーは、認証後、つなぐが定める書類を速やかに提出しなければならない。ハンドラーは、付添犬活動に関して知り得た情報の秘密を保持する旨の誓約書を提出しなければならない。これを提出していない場合には、活動に参加することができない。

#### (2) 能力の維持

提携団体及びハンドラーは、認証された犬及びハンドラーが、付添犬活動に必要な能力を維持できるよう努めなければならない。

#### (3) 研修

ハンドラーは、毎年、つなぐが指定する研修を受けなければならない。また、ハンドラー研修や、虐待や犯罪の被害児童支援に関する研修を通して、子どもの支援に関わる最新の知識及び技術を身に付けるものとする。

#### (4) 付添犬及びハンドラーの質の確保

付添犬及びハンドラーの質を確保するために、ADI 認可団体は、犬とハンドラーの定期的なフォローアップを実施し、AAS 団体は、犬とハンドラーの適性評価を定期的に変更する。

#### (5) 記録の保管

ハンドラーの所属団体は、獣医師の記録、適性評価（又はパブリックアクセステスト）の結果、証明書のコピーを保管する。

#### (6) 認証の取消し

つなぐは、認証した犬又はハンドラーが、付添犬又は付添犬ハンドラーとして必要な能力を欠く場合又はつなぐの指示に従わない場合には、提携団体に対して、改善に必要な措置を求めることができる。その後改善が認められない場合には、認証を取り消すことがある。

## 第5 付添犬活動の運営

### 1 付添犬活動実施の基準

付添犬は、子ども、保護者又は子どもに関わる専門職若しくは関係機関（例えば、児童相談所職員、検察官や弁護士、警察官、医師等）からの要望に基づき、付添犬活動による効果が期待され、かつ、子どもと付添犬との関わりに支障がないと判断される場合に限り、派遣する。

### 2 付添犬活動実施の表示等

#### (1) 付添犬の表示等

付添犬の活動にあたっては、子どものプライバシーに配慮し、屋外その他事情を知らない第三者のいる場所においては、原則として、付添犬又は付添犬ハンドラーであることを示す表示をしない。ただし、子どものプライバシーに支障がない場合又は施設管理者から求められた場合には、この限りでない。

#### (2) 証明書の提示

ハンドラーは、施設管理者から求められたときは、付添犬ハンドラーであることを示す、つなぐ又は所属団体が発行する書類を提示しなければならない。

#### (3) 表示の制限

何人も、つなぐが派遣した付添犬及びハンドラーが行う活動以外において、付添犬の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

### 3 ハンドラーの守秘義務

ハンドラーは、付添犬活動に関して知り得た情報について、秘密を保持しなければならない。また、施設管理者若しくは聴取を主宰する者又は機関から、別途、守秘義務に関する書類の提出を求められた場合には、これに協力する。

### 4 付添犬活動実施の手順

(1) 付添犬活動を希望する場合、子ども本人の被害者代理人弁護士、検察官又は児童相談所職員等は、つなぐに対して利用を申し込む。申込者は、つなぐが示す利用上の留意点を理解し、これを遵守しなければならない。保護者に説明する場合には、資料2を使用することもできる。

(2) つなぐは、申込みがあった場合、子どもの最善の利益を図るため、関係者や関係機関とともに、付添犬活動の実施の可否や方法等を、個別に判断する。

(3) 付添犬活動の実施手順は、資料3記載の通りとする。

(4) 子どもの健康状態、アレルギー、創傷、発熱症状、動物に対する恐怖その他の事情により、付添犬活動の実施が適切でないと判断される場合には、活動を実施しない。なお、軽微なアレルギー等については、必要な対策を講じた上で、その効果がリスクを上回ると認められる場合に限り、実施することができる。

### 第6 ハンドラーの責任等

ハンドラーは、付添犬活動全般について責任を負い、付添犬を常に適切に管理しなければならない。ハンドラーは、付添犬との接触を望まない者の意思を尊重し、派遣先施設の指示に従うものとする。

また、付添犬の健康状態、衛生状態及び行動を確認し、活動が適切でないと判断される場合には、活動を中止しなければならない。事故、排泄の失敗その他の問題が生じた場合には、ハンドラーは速やかに必要な対応を行い、管理者に報告しなければならない。

ハンドラーは、付添犬に過度な負担を与えないよう、その心身の状態に配慮し、必要に応じて休息その他の措置を講じなければならない。

付添犬及びハンドラーは、必要な保険に加入するものとする。

#### **第7 付添犬の一般的健康**

付添犬は、適性評価に合格し、健康状態が良好であることが確認された場合にのみ活動に従事する。付添犬の所属団体は、健康診断、予防接種その他必要な健康管理を行わなければならない。

付添犬の健康状態又は福祉の観点から活動が適切でないと判断される場合には、活動を行ってはならない。

## 資料1

### 付添犬を導入する意義等

#### 第1 付添犬を導入する意義

事実を調査する過程において、子どもから事実を聴取する際には、正確な情報を、できる限り多く得ることが求められる。しかし、被害体験を話すことは、被害の再体験につながり得るものであり、見知らぬ大人に話さなければならないこと自体も、大きな苦痛となり得る。また、捜査機関や裁判手続きといった、大人でも緊張するような場面や、被告人の近く又はその存在を感じる状況で証言することは、一層の心理的負担となる。こうした過剰なストレスは、子どもに生理学的な防御反応（シャットダウンや解離）を引き起こし、正確に情報を伝える能力を引き下げてしまう可能性がある。さらに、親からの性的虐待が疑われるといった場合には、親以外からの性的虐待に比較して、子どもの開示率が低いことが報告されている（Hershkowitz et al., 2005, Saywitz & Nathanson, 1993）。

司法手続きにおいて、付添犬は、証言等を行う子どもに寄り添うことで、精神的負担の軽減に資することが期待される。これに関しては、先行研究において、子どものストレス反応の軽減が示唆されているほか（Krause-Parello et al., 2018）、面接者や警察官等を対象とした調査では、犬の存在がラポール形成や面接への協力の促進に有効であることが報告されている（Spruin et al., 2020）。

また、つなづくにおける付添犬活動の実践では、付添犬の同席下で証言をした子どもが、後日、証言の日を振り返った際に、生き生きとした様子で、付添犬との良い思い出を語るなど、証言後の子どもの心の安定にも役立っている様子が見受けられている。

証言中、付添犬は子どもの足元等で穏やかに伏せている（寝ている）。柔らかな毛、温もりのある体、呼吸とともにゆっくりと上下する胸の動き等、五感に穏やかに伝わる犬からの刺激は、子どもが「いま、ここにいる」という感覚を持たせてくれる。このような犬の存在は、子どもに安心感をもたらし、過剰なストレスを軽減してくれる。こうした点については、先行研究においても、犬の存在が子どものストレス反応の緩和に関連することが、生理学的指標を用いた客観的な評価から示唆されている（Krause-Parello et al., 2018）。

#### 第2 付添犬活動におけるリスク管理について

このように付添犬の存在は、子どもの負担軽減ならびにより質の高い聞き取りを可能にする。それでもなお、付添犬の導入にあたっては、それにより生じるリスクに配慮した入念な準備と対策が必要である。

付添犬を導入することで生じることが想定されるリスクとして、犬によるアレルギーの発生、犬の行動により生じるケガ、犬の存在による子どもの注意散漫、子どもの証言の信頼性への影響が考えられる。犬による重度のアレルギーは稀であるが、子どもや被告人その他手続きに関与する者にそのような症状を生じる可能性のある場合には、付添犬の導入は控える必要がある。軽微なアレルギー症状を生じる可能性がある場合は、付添犬の同伴による効果とリスクとのバランス、対応措置の可能性などに配慮して導入を検討する。犬の行動により生じるケガ（噛みつき、飛びつき、引っ張り等）が生じないように、付添犬は厳正に育成および評価され、ハンドラーが適切に管理している。なお、万が一に備えて付添犬及びハンドラーは、所属団体において、損害賠償保険に加入している。

子どもの証言の信頼性を担保するために、付添犬とハンドラーは、裁判所等の指示に従い、付添犬と付添犬ハンドラーに期待される役割、証拠の収集や司法の適切な執行を妨げないように求められる関わりについて訓練を受けている。

### 第3 研究例

#### 1 むいぐるみや人間と比較した研究（米国）

実験状況下で子どもに心理的負荷を与え、その際に①犬、②優しい大人、③むいぐるみが同席した場合の、子どものストレス状態を比較した研究では、犬が同席した場合のみ、ストレスホルモンであるコルチゾールの上昇が抑えられたことが報告されており、ストレス負荷が他の条件と比べて有意に低いことが示されている（Betz et al., 2011）。

#### 2 司法面接時のストレス反応を研究した例（米国）

聞き取りに同伴するために特別な訓練を受けた犬（コートハウス・ファシリティ・ドッグ®、以下「ファシリティ・ドッグ」という。）がいる場合といない場合で、性被害を受けて司法面接を受ける子どものストレス反応の違いを調べた研究では、犬が同席した場合に、面接後の子どもの心拍数が有意に低下したことが報告されている。また、わいせつ行為を開示した子どもや高年齢の子どもほど、その傾向が大きかったことが示されている（Krause-Parello et al., 2018）。

#### 3 面接者や警察官などを対象にしたアンケート調査（米国）

面接者や警察官などを対象とした調査では、犬の存在が子どもとのラポール形成（信頼関係構築）に有効であることや、子どもが面接により協力的になることなどが示されている（Spruin et al., 2020）。

#### 4 児童相談所職員を対象にしたアンケート調査（日本）

付添犬を活用した経験のある児童相談所職員を対象にしたアンケート調査では、回答者全員が付添犬の存在により子どもが聴き取り場面でよりリラックスしていると認識していることが報告されている（Yamamoto et al., 2025）。

#### 参考文献一覽

- Beetz et al., 2011. Beetz A., Kotrschal K., Turner DC., Hediger K., Uvnäs-Moberg K., Julius H. (2011). The effect of a real dog, toy dog and friendly person on insecurely attached children during a stressful task: an exploratory study. *Anthrozoös*, 24(4): 349-368.
- Hershkowitz et al., 2005. Hershkowitz I., Horowitz D., Lamb ME. (2005). Trends in children's disclosure of abuse in Israel: A national study. *Child Abuse & Neglect*, 29: 1203–1214.
- Krause-Parello et al., 2018. Krause-Parello CA., Thames M., Ray CM., Kolassa J. (2018). Examining the effects of a service-trained facility dog on stress in children undergoing forensic interview for allegations of child sexual abuse. *Journal of Child Sexual Abuse*, 27(3): 305-320.
- Saywitz, K. J., & Nathanson, R. (1993). Children's testimony and their perceptions of stress in and out of the courtroom. *Child Abuse & Neglect*, 17(5), 613-622.
- Spruin et al., 2020. Spruin E., Dempster T., Mozova K. (2020). Facility dogs as a tool for building rapport and credibility with child witness. *International Journal of Law, Crime and Justice*, 62, 100407.
- Yamamoto M., Fujihara K., Hida K., Maruyama Y. (2025). The role of “Tsukisoi-ken” for children undergoing a forensic interview. International Society for Anthrozoology, Saskatoon, Canada

## 資料2

### 認定 NPO 法人子ども支援センターつなぐ 付添犬活動

認定 NPO 法人子ども支援センターつなぐでは、付添犬を派遣しています。付添犬やハンドラーは、いずれも専門的な研修を受けています。付添犬は、社会福祉法人日本介助犬協会又は公益社団法人日本動物病院協会に所属し、認定 NPO 法人子ども支援センターつなぐの付添犬認証委員会による認証を受けた犬です。付添犬との対面や面接への同席が適当であると判断された場合には、子どもが付添犬に会うことができます。



### 資料3

#### 付添犬及びハンドラーが面接に同席する際の付添犬活動全般

- ・ 派遣においては、付添犬活動を実施するために必要な許可等を得た上で、子どもの権利擁護機関であり、捜査機関及び児童相談所から独立した中立的な存在であるつながりが派遣管理を行う。
- ・ コーディネーターは、司法面接や裁判所における証言等（以下「面接」という。）の手續を十分に理解した上で、司法の専門家と密に連携し、中立的な立場から、付添犬活動が円滑かつ適正に実施できるように調整する。
- ・ 要請があれば、コーディネーターは、付添犬が同席する意義を示す資料や、付添犬及びハンドラーの証明書等を提出する。
- ・ コーディネーターは、付添犬の派遣現場において、建物内での動線、活動時の服装、室内での着座位置、面接時のハンドラーの遮音の可否及び方法、連絡手段等について、面接の責任者等と調整し、付添犬活動が円滑に実施されるようにする。なお、面接時は室内に同席しない。
- ・ 面接時、付添犬は、子どものそば（ソファの上又は足元）に伏せる。ハンドラーは、できる限り、子どもの視界に入らないように着席し、必要時以外の発言は控える。
- ・ 司法面接に際しては、室内は、通常、録音・録画されているため、付添犬及びハンドラーも、録音・録画されることとなる。